

# 医科点数表の解釈

平成 26 年 4 月版

## Web 追補 No.1 (平成 26 年 7 月号)

平成 26 年 7 月 11 日作成

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 平成 26 年 6 月 30 日 厚生労働省告示第 276 号 (平成 26 年 7 月 1 日適用)
  - 平成 26 年 6 月 30 日 保医発 0630 第 2 号 (平成 26 年 7 月 1 日適用)
  - 平成 26 年 6 月 30 日 医療課事務連絡

頁	欄	行	変更前	変更後
26	右	下から 5 行目 ～次頁上から 7 行目	「(紹介状非持参患者の初診料に関する事務連絡)」のうち「(平 24. 3. 30 医療課事務連絡)」となっている事務連絡については、本書 1441 頁右段・下から 3 行目～次頁左段・上から 13 行目に平成 26 年改定に基づいて更新された事務連絡「(平 26. 3. 31 医療課事務連絡)」を掲載していますので、ご注意ください。	
44	右	上から 25～36 行目	「(紹介状非持参患者の外来診療料に関する事務連絡)」のうち「(平 24. 3. 30 医療課事務連絡)」となっている事務連絡については、本書 1441 頁右段・下から 3 行目～次頁左段・上から 13 行目に平成 26 年改定に基づいて更新された事務連絡「(平 26. 3. 31 医療課事務連絡)」を掲載していますので、ご注意ください。	
58	右	上から 21 行目	短期滞在手術基本料 3	短期滞在手術等基本料 3
65	右	下から 6 行目	なお従前の例とするとされた一般病棟入院基本料	なおその効力を有するとされた平成 26 年度改定前の一般病棟入院基本料
85	右	上から 5～6 行目	なお従前の例とするとされた特定機能病院入院基本料	なおその効力を有するとされた平成 26 年度改定前の特定機能病院入院基本料
88	右	下から 12 行目	なお従前の例とするとされた専門病院入院基本料	なおその効力を有するとされた平成 26 年度改定前の専門病院入院基本料
578	右	上から 14～16 行目	廃用をもたらすに至った要因、臥床・活動性低下の期間、廃用の内容、介入による改善の可能性、改善に要する見込み期間、前回の評価からの改善や変化、廃用に陥る前の ADL について	廃用症候群に係る評価表
651	右	上から 22 行目	重症急性膵炎	重症急性膵炎、重症敗血症
651	右	上から 24～25 行目	重症急性膵炎の患者	重症急性膵炎及び重症敗血症の患者
651	右	下から 21 行目	〔次行に追加〕	(平 26. 6. 30 保医発 0630 2)
728		〔K178-2 経皮的脳血管形成術を準用する項目として追加〕		◇ 脳血管用ステントセットを用いて経皮的脳血管ステント留置術を行った場合は、K178-2 経皮的脳血管形成術の所定点数に準じて算定する。その場合、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守する。 (平 26. 6. 30 保医発 0630 2)
739		〔K282 水晶体再建術を準用する項目として追加〕		◇ チン小帯の脆弱・断裂を有する症例に対して、水晶体囊拡張リングを用いて水晶体再建術を実施した場合は、水晶体囊拡張リングの縫着を行った場合は K282 水晶体再建術の「1」の「イ」の所定点数に準じて、水晶体囊拡張リングの縫着を行っていない場合は K282 水晶体再建術の「1」の「ロ」の所定点数に準じて算定する。なお、水晶体囊拡張リングを使用した場合は、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。 (平 26. 6. 30 保医発 0630 2)
781		〔K560 大動脈瘤切除術 (吻合又は移植を含む。)を準用する項目として追加〕		◇ オープン型ステントグラフトを直視下に挿入し、中枢側血管又は中枢側人工血管と吻合した場合は、術式に応じて K560 大動脈瘤

頁	欄	行	変更前	変更後
				切除術（吻合又は移植を含む。）のいずれかの所定点数に準じて算定する。 ㊦ (平26. 6. 30 保医発 0630 2)
787	右	下から 7 行目	〔次行に追加〕	(4) 経皮的カテーテル心筋冷凍焼灼術を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。その場合、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守する。 ㊦ (平26. 6. 30 保医発 0630 2)
868	右	下から 6～5 行目	一連につき算定する。	一連につき 1 回に限り算定する。
985	—	上から 4 行目	(最終改正；平成26年 3 月 5 日 厚生労働省告示第62号)	(最終改正；平成26年 6 月 30 日 厚生労働省告示第276号)
990	—	下から 18 行目	〔次行に追加〕	③ 長期留置型 136,000円
991	—	下から 10 行目	(4) 持続緩徐式血液濾過器 26,500円	(4) 持続緩徐式血液ろ過器 ① 標準型 26,500円 ② 特殊型 27,800円 〔編注；薬事法承認番号が22500BZX00401000のものについては、平成26年 7 月 1 日から平成28年 3 月 31 日まで 28,500円〕
994	—	下から 8 行目	〔次行に追加〕	③ 患者適合型 83,900円
995	—	下から 23 行目	(2) 脊椎プレート (S) 39,500円	(2) 脊椎プレート (S) ① 標準型 39,500円 ② バスケット型 42,100円
995	—	下から 2 行目	① 上腕骨ステム 293,000円	① 上腕骨ステム ア 標準型 293,000円 イ 特殊型 318,000円
996	—	上から 1 行目	③ インサート 32,500円	③ インサート ア 標準型 32,500円 イ 特殊型 34,900円
996	—	上から 3 行目	⑤ ベースプレート 164,000円	⑤ ベースプレート ア 標準型 164,000円 イ 特殊型 184,000円 (4) 切替用 41,900円
998	—	上から 24 行目	(3) 特殊型 200,000円	(3) 特殊型 ① 骨盤用 (I) 200,000円 ② 骨盤用 (II) 205,000円
999	—	下から 10 行目	(2) 人工内耳用音声信号処理装置 923,000円	(2) 人工内耳用音声信号処理装置 ① 標準型 923,000円
999	—	下から 8 行目	〔次行に追加〕	② 残存聴力活用型 950,000円 〔編注；薬事法承認番号が22500BZI000200のものについては、平成26年 7 月 1 日から平成28年 3 月 31 日まで964,000円〕
1002	—	上から 5～6 行目	① 標準型 1,630,000円 ② MR I 対応型 1,710,000円	① 単極用又は双極用 ア 標準型 1,630,000円 イ MR I 対応型 1,710,000円
1002	—	上から 8 行目	〔次行に追加〕	② 4 極用 1,700,000円
1003	—	下から 22 行目	〔次行に追加〕	(3) 冷凍アブレーション用 ① バルーン型 637,000円 ② 補完型 157,000円
1005	—	上から 25 行目	(3) 脳血管用 23,400円	(3) 脳血管用 ① 標準型 23,400円 ② 特殊型 24,500円
1006	—	下から 21 行目	〔次行に追加〕	ウ 自己拡張型 379,000円 〔編注；薬事法承認番号が22500BZX00543000, 22600BZX00166000のものについては、平成26年 7 月 1 日から平成28年 3 月

頁	欄	行	変更前	変更後
				31日まで379,000円]
1007	—	上から5行目	〔次行に追加〕	(21) 脳血管用ステントセット 492,000円
1008	—	下から24行目	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) 1,310,000円	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) ① 標準型 1,310,000円
1008	—	下から22行目	〔次行に追加〕	② AUI型 1,090,000円
1010	—	上から6行目	〔次行に追加〕	185 オープン型ステントグラフト 1,090,000円 〔編注；薬事法承認番号が22600BZX00033000のものについては、平成26年7月1日から平成28年3月31日まで1,140,000円〕
1017		〔下から1行目の次に以下のように加える。〕		
		040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路を含む。) (4) 持続緩徐式血液ろ過器 ② 特殊型 (薬事法承認番号) 22500BZX00401000	平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで	28,500円
		090 人工内耳用材料 (2) 人工内耳用音声信号処理装置 ② 残存聴力活用型 (薬事法承認番号) 22500BZI00020000	平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで	964,000円
		133 血管内手術用カテーテル (9) 血栓除去用カテーテル ④ 脳血栓除去用 ウ 自己拡張型 (薬事法承認番号) 22500BZX00543000 22600BZX00166000	平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで	379,000円
		185 オープン型ステントグラフト (薬事法承認番号) 22600BZX00033000	平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで	1,140,000円
1018	—	上から3行目	〔次行に追加〕	(最終改正；平26. 6. 30 保医発 0630 2)
1023	右	上から15～17行目	ストレートプレート(生体用合金I・S)及びストレートプレート(生体用合金I・L)を胸骨に用いる場合は、以下のいずれかに該当した場合に限り算定できる。その際、診療報酬明細書の摘要欄に該当する項目を記載すること。	ア ストレートプレート(生体用合金I・S)及びストレートプレート(生体用合金I・L)を胸骨に用いる場合は、以下のいずれかに該当した場合に限り算定できる。その際、診療報酬明細書の摘要欄に該当する項目を記載すること。
1023	右	上から18行目	ア	a
1023	右	上から19行目	イ	b
1023	右	上から20行目	ウ	c
1023	右	上から22行目	〔次行に追加〕	イ 骨端用プレート(生体用合金I)・患者適合型は、医師が患者適合型以外のプレートでは十分な治療効果が得られないと判断した場合又は患者適合型以外のプレートを使用した場合に比べ大きな治療効果が得られると判断した場合に限り算定する。
1023	右	下から10～9行目	リバース型については、腱板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用した場合に限り算定する。	ア リバース型については、腱板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用した場合に限り算定する。
1023	右	下から9行目	〔次行に追加〕	イ 切替用を用いる場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
1024	右	上から24行目	〔次行に追加〕	ウ 特殊型・骨盤用(II)は、骨欠損等の状態に応じて適切な形状のものを必要最小限使用することとし、1回の手術に対し、2個を

頁	欄	行	変更前	変更後	
				限度として算定する。	
1028	右	下から11行目	〔次行に追加〕	ケ 脳血管用ステントセットは以下のいずれかの目的で使用した場合に限り算定できる。 a 血管形成術時に生じた血管解離、急性閉塞又は切迫閉塞に対する緊急処置 b 他に有効な治療法がないと判断される血管形成術後の再治療	
1033	右	下から15行目	ペースメーカー	人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）、人工内耳用材料、ペースメーカー	
1033	右	下から13行目	及びバルーン拡張型人工生体弁セット	、バルーン拡張型人工生体弁セット及びオープン型ステントグラフト	
1033	右	〔下から10行目の次に以下のように加える。〕 (3) 「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」第3章第5節の規定に基づき、次の表に掲げる機能区分の特例の対象となる医療機器については、当該医療機器が新規収載されてから2回の改定を経るまでは、当該機能区分に属する他の既収載品とは別に基準材料価格改定及び再算定を行った額を保険償還価格とするよう経過措置を設けたところである。なお、機能区分の特例の対象となる医療機器が同一日に同じ機能区分に複数収載された場合については、それぞれを機能区分の特例の対象となる医療機器とした上で、当該機能区分に属する他の既収載品及び同日収載品とは別に基準材料価格改定及び再算定を行った額を保険償還価格とする。			
			機能区分	薬事法承認番号	新規収載日
			040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。） (4) 持続緩徐式血液ろ過器 ② 特殊型	22500BZX00401000	平成26年7月1日
			133 血管内手術用カテーテル (9) 血栓除去用カテーテル ④ 脳血栓除去用 ウ 自己拡張型	22500BZX00543000 22600BZX00166000	平成26年7月1日
			185 オープン型ステントグラフト	22600BZX00033000	平成26年7月1日
1037		〔「035 尿管ステントセット」の項中(2)の次に以下のように加える。〕			
		(2-2) 一般型・長期留置型		尿管ステント一般Ⅱ—2	
1039		〔「061 固定用内副子（プレート）」の項中(7-2)の次に以下のように加える。〕			
		(7-3) 骨端用プレート（生体用合金Ⅰ）・患者適合型		固定用内副子・FE—1—3	
1040		〔「064 脊椎固定用材料」の項中(2)について以下のように改める。〕			
		(2) 脊椎プレート（S）・標準型		固定用内副子・FO—S—1	
		(2-2) 脊椎プレート（S）・バスケット型		固定用内副子・FO—S—2	
1040		〔「065 人工肩関節用材料」の項中(3)について以下のように改める。〕			
		(3) リバース型・上腕骨ステム・標準型		人工肩関節・SR—1—1	
		(3-2) リバース型・上腕骨ステム・特殊型		人工肩関節・SR—1—2	
1040		〔「065 人工肩関節用材料」の項中(5)について以下のように改める。〕			
		(5) リバース型・インサート・標準型		人工肩関節・SR—3—1	
		(5-2) リバース型・インサート・特殊型		人工肩関節・SR—3—2	
1040		〔「065 人工肩関節用材料」の項中(7)について以下のように改める。〕			
		(7) リバース型・ベースプレート・標準型		人工肩関節・SR—5—1	
		(7-2) リバース型・ベースプレート・特殊型		人工肩関節・SR—5—2	
		(8) リバース型・切替用		人工肩関節・SR—6	
1042		〔「078 人工骨」の項中(16)について以下のように改める。〕			
		(16) 特殊型・骨盤用（Ⅰ）		人工骨・AB—20—1	
		(16-2) 特殊型・骨盤用（Ⅱ）		人工骨・AB—20—2	
1045		〔「132 ガイディングカテーテル」の項中(3)について以下のように改める。〕			
		(3) 脳血管用・標準型		ガイディングカテ・脳血管・Ⅰ	
		(3-2) 脳血管用・特殊型		ガイディングカテ・脳血管・Ⅱ	
1045		〔「133-(9) 血栓除去用カテーテル」の項中(7)の次に以下のように加える。〕			
		(8) 脳血栓除去用・自己拡張型		血栓除去カテ・脳自己拡張	

頁	欄	行	変更前	変更後
1112	—	下から17行目	使用する場合に限る。	使用する場合に限る。
1243	左	上から 1 行目	5の規定にかかわらず,	6の規定にかかわらず,
1274	右	上から25行目	別添第3の第1の1の(5)	別添第3の第1の1の(7)
1279	左	上から17行目	別添第3の第1の1の(5)	別添第3の第1の1の(7)
1283	左	下から 5 ~ 4 行目	専従の言語聴覚士	専従の常勤言語聴覚士
1283	右	上から 8 行目	専任の言語聴覚士	専任の常勤言語聴覚士
1371	右	上から 9 ~ 10 行目	$[(A/50) \times 3 \times \text{日数} \times 8 \text{ (時間)}]$	$[(A/50) \times 3]^{*6} \times \text{日数} \times 8 \text{ (時間)}$
1384	左	[「様式14の3」を別紙の通り訂正する。]		
1427	左	上から15行目	⑤/⑥	⑥/⑤
1681	右	上から 8 行目	25例	15例
1681	右	上から 9 行目	50例	30例
1696	左	上から13行目	20例	10例
1696	左	上から14行目	2名以上	1名以上
1696	右	上から 3 行目	「3」及び「4」	「4」及び「5」
1696	右	上から 7 ~ 8 行目	・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師	[削除]

別 紙

様式14の3

## 救急医療管理加算に係る報告書（新規・7月報告）

※該当するものを○で囲むこと

## 1 救急医療管理加算に係る届出書

区分
ア 地域医療支援病院
イ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所
ウ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院
エ 都道府県知事の指定する精神科救急医療施設

[届出にあたっての留意点]

- 1 区分については、ア～エのいずれの区分に該当するか、○で囲むこと。
- 2 届出にあたっては、都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療機関であること、又は都道府県知事の指定する精神科救急医療施設であることが確認できる資料（様式自由）を添付すること。

## 2 救急医療管理加算2に係る報告書（7月報告）

集計期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

① 1年間の救急医療管理加算1、2の合計算定患者数	人
② うち、救急医療管理加算2の算定患者数	人
③ 救急医療管理加算2の割合（②／①）	%

## ④ 救急医療管理加算2の算定患者の内訳

疾病コード (※DPCコードの上6桁を用いる)	名称	患者数
		人
		人
		人
		人
		人
		人

[記入上の注意]

- 1 「救急医療管理加算2の算定患者の内訳」については、直近1年間に入院したすべての患者について記載すること。
- 2 疾病コードについては、診断群分類点数表を参考にして、入院の契機となった病名をDPCコードで分類し、記載すること。
- 3 名称については、疾病コードごとに当該DPCコード上6桁の名称を記載する。